

小郡市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年12月18日、12月23日小郡市長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和7年1月23日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 後藤 理恵

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

- 小監公表第19号（令和6年10月25日付 人権・同和対策課）分
..... 1件
- 小監公表第20号（令和6年10月25日付 保育所・幼稚園課）分
..... 1件

第2 講じた措置の内容以下のとおり

小監公表第19号（令和6年10月25日付 人権・同和対策課）分

監査の結果	措置の状況
1. 負担金支出事務について適正な事務処理を求めるもの 2024年度部落解放・人権政策確立要求第1次中央集会参加負担金について、立替払を行っていた。 現行法令上、立替払の制度は認められていない。資金前渡など適正な方法により支出された。	定期監査の指摘を受け、以後の研修会等の参加負担金については資金前渡等の適正な方法による事務処理を行うよう周知・徹底した。 《措置例》 2024年度部落解放・人権政策確立要求第2次中央集会参加負担金

小監公表第20号（令和6年10月25日付 保育所・幼稚園課）分

監査の結果	措置の状況
<p>1. 支出事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>地域子育て支援センター運営費の会場借上料（エアコン代等）について、立替払を行っていた。</p> <p>現行法令上、立替払の制度は認められていない。資金前渡など適正な方法により支出された。</p>	<p>必要な地域子育て支援センター運営費の会場借上料(エアコン代等)について、資金前渡による対応を行った。</p>